

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面40

平成31年2月27日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

被告津波シミュレーションの不透明

1 想定津波をどのような根拠でシミュレートしているのか？

被告は、被告が想定する津波に対処するためと称して浜岡原発の周囲に T.P 2 2メートルの防潮堤を建設している。当初は T.P 1 8メートルとして設計されたものが南海トラフの巨大地震モデル検討会の報告を受け、T.P 1 9メートルの津波の襲来を前提として4メートルの嵩上げがなされたのである。

しかし、原告は、津波の遡上効果（津波は山の斜面などにおいてそのままの高さを保って遡上する性質を持つ）及び運動エネルギーの位置エネルギー変換効果（前方に垂直方向に遮る障害物があった場合、運動エネルギーが位置エネルギーに変換されて津波高は1.5倍となる）からして T.P 2 2メートルでも高さが不足すると指摘してきた。これに対し、被告は、現状の高さでは越流が生じることのみは認めているところであった。

ところが、被告代表者が先般、原子力規制委員会から高さが不足するという指摘を受け、これをさらに嵩上げすることを認めた（甲 B 8 8）。

これには3つの問題点がある。

ここでまず最初に指摘しなければならないのは、被告の津波高シミュレーションにやはり問題があったということである。

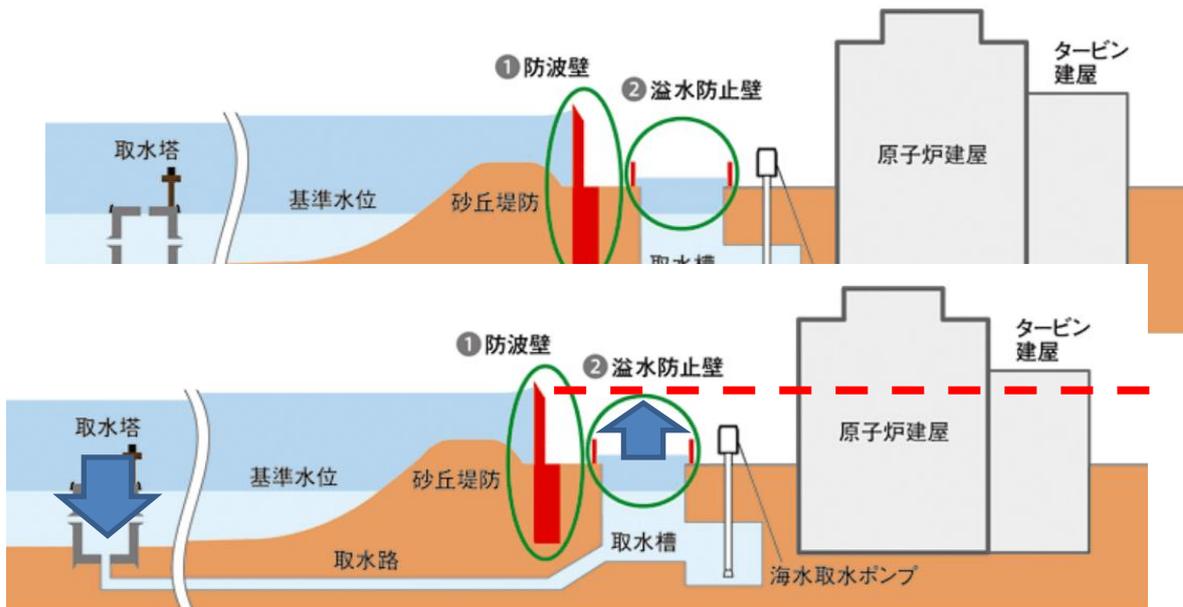
沿岸部（いわゆる波打ち際）に到達した際の津波高及びこの津波が防潮堤に到達した際の津波高について被告は明らかにしようとしませんが、南海トラフの巨大地震モデル検討会においても、静岡県においてもその津波高は明らかにされている。被告もこれを明らかにすべきであるし、原子力規制委員会よりどのような指摘を受けてこれを改めることとなったかについても明らかにすべきである。

2 取水路から流入する津波

原告が従前より指摘しているとおり、浜岡原発において、日本（おそらく世界でも）において類をみない構造となっているのが沖合取水塔の存在である。浜岡原発における冷却水は沖合に設置された取水塔から、海底の通路（取水トン

ネル) を通って敷地内の取水槽まで運ばれている。津波が襲来すれば当然このルートを通り、津波と同じ高さまで溢れ出る。被告はこの溢出を防止するため、溢水防止壁を取水槽に設けているが、溢水防止壁の高さはグラントレベル (GL) から約4メートルに過ぎず下図のとおり防波壁の高さからは相当低いものとなっている。被告は、この高さでも流水抵抗などがあるため逆流した津波の侵入は防げると考えているようだが、それは津波が瞬間的に襲来することを前提としたところである。

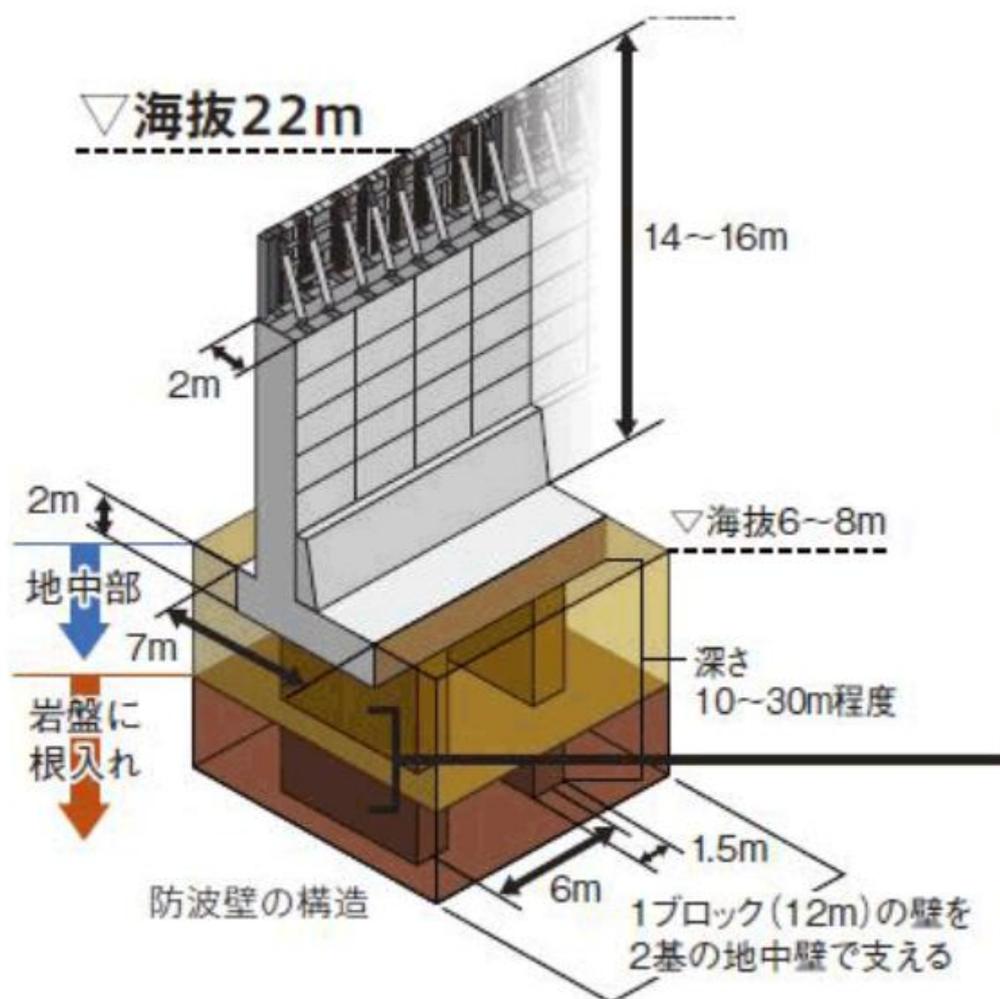
しかし、東日本大震災の津波の映像から明らかなとおり、津波は1回の津波においてもある程度連続した時間訪れるし、第2波、第3波が重なる場合もあ



る。そうなれば、注射器のピストンが押されるように本来の津波高と同じ高さまで溢水することになり、敷地内は溜め池状態となり、その水が引くまでメンテナンスも出来ない。また、排水口が濁流によって運ばれる土砂や漂流物により塞がれば、原発溜め池となったままとなる。

3 再度の嵩上げが津波に耐えられるのか？

現存する防波壁は、GL 10メートルの高さで設計されていたものを完成後に1.4倍にも嵩上げしたものである。それだけでも設計上無理があることは容易に想像されるが、今回これをさらに無理矢理嵩上げするのであれば、嵩上げ部分だけでなく、全体の耐力に影響を及ぼすことが一目瞭然である。そもそも原子力発電所には絶対的安全性もしくは仮に相対的安全性としても可能な限り高度な安全性が求められることは言うまでもなく、このような無理をして確保すべきものではない。



ない。

以上